

毎週月・水・金曜日発

# 富 山 県 報

平成30年8月3日

金 曜 日

第 4384 号

## 目 次

### 内水面漁場管理委員会指示

○コイの放流の制限及び遺棄の禁止 1

### 公 告

○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 2

○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出 4

## 指 示

### 富山県内水面漁場管理委員会指示第5号

コイの放流の制限及び遺棄の禁止について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示する。

平成30年8月3日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 島 崎 慎 一

#### 1 指示の内容

##### (1) 放流の制限

次に掲げるコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）は、県内の公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）に放流してはならない。ただし、採捕したコイを同じ場所に放流する場合は、この限りではない。

ア 県内外の公共用水面等で採捕されたコイ

イ コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイと水を介しての接触があったコイ

ウ PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）を受け、コイ

ヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されていないコイ群のコイ

(2) 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成30年8月16日から平成31年8月15日まで

~~~~~  
公 告  
~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 申請のあった年月日

平成30年6月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人こすぎ総合スポーツクラブきらり

3 代表者の氏名

三上 久男

4 主たる事務所の所在地

富山県射水市黒河712番地

5 定款に記載された目的

この法人は、射水市小杉地区を中心とする地域住民に対して、健康・スポーツに関する普及啓発活動を展開する事業を行い、地域住民の健康の保持増進、青少年の健全育成、地域の活性化を図り、地域住民一人ひとりの社会生活の創造、人が響きあうまちづくりに寄与することを目的とする。

**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月3日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 申請のあった年月日**

平成30年6月5日

**2 申請に係る特定非営利活動法人の名称**

特定非営利活動法人立山WAIいちゃ

**3 代表者の氏名**

清水 利恵

**4 主たる事務所の所在地**

富山県中新川郡立山町枳津70番地

**5 定款に記載された目的**

この法人は、介護などが必要な高齢者、障害者（児）、乳幼児や児童に対して、デイサービス等に関する事業を行うとともに、地域での体験事業等を実施することで、幅広い層の交流の機会を提案し、まちづくりの推進を図るほか、障害者が仕事として事業に携わり社会参画ができるようにサポートし、福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

**特定非営利活動法人の定款変更認証の申請**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月3日

富山県知事 石 井 隆 一

**1 申請のあった年月日**

平成30年6月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人徳秀会

3 代表者の氏名

堀 末男

4 主たる事務所の所在地

富山県射水市鷺塚558番地

5 定款に記載された目的

この法人は、介護等が必要な高齢者・障がい者（児）・乳幼児や児童に対して、在宅福祉サービスに関する事業を行い、福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とする。

### 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成30年8月3日

富山県知事 石 井 隆 一

1 店舗の名称及び所在地

アル・プラザ小杉 射水市三ケ2602

2 店舗を設置する者 笹谷工業株式会社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称および所在地

(変更前) アル・プラザ小杉 射水郡小杉町三ケ2602

(変更後) アル・プラザ小杉 射水市三ケ2602

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂 滋賀県彦根市小泉町31番地 代表取締役 夏原  
平和 ほか18

(変更後) 株式会社平和堂 滋賀県彦根市西今町1番地 代表取締役 平松  
正嗣 ほか16

(3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 建物西側ほか 1,385台

(変更後) 建物西側ほか 1,268台

4 変更の日 平成31年3月25日 ほか

5 変更の理由 店舗敷地外に設置の従業員用駐車場を店舗敷地内に移設するため  
ほか

6 届出の日 平成30年7月25日

7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課

8 縦覧期間 平成30年8月3日から平成30年12月3日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を  
有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、  
縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することがで  
きる。

(1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名） (2)(1)の事  
項の公表の可否 (3)当該店舗の名称及び所在地 (4)意見及びその理由

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1  
項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項  
において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添  
付書類を縦覧に供する。

平成30年8月3日

富山県知事 石 井 隆 一

## 1 店舗の名称及び所在地

アイタウン鐘紡 高岡市鐘紡町1656-1番地 ほか10筆

## 2 店舗を設置する者 有限会社アイエヌエル

## 3 変更事項

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) ブックオフ高岡鐘紡町店 ジャック高岡鐘紡店 キタムラ鐘紡町店

ハードオフ高岡鐘紡店 高岡市鐘紡町1656-1番地 ほか10筆

(変更後) アイタウン鐘紡 高岡市鐘紡町1656-1番地 ほか10筆

## (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社電陽社 砺波市新又152番地の2 代表取締役 中島 博  
明 ほか3

(変更後) 株式会社電陽社 砺波市新又152番地の2 代表取締役 中島 博  
明 ほか3

## (3) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 建物2 東側 ほか1 70㎡

(変更後) 建物2 東側 ほか2 94㎡

## (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時及び翌午前0時 ほか

(変更後) 午前9時及び翌午前0時 ほか

## (5) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分～翌午前0時30分

(変更後) 午前7時30分～翌午前0時30分

## (6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前10時～午後9時 ほか

(変更後) 午前10時～午後9時 ほか

## 4 変更の日 平成29年3月31日 ほか

## 5 変更の理由 建物4における小売業を行う者の変更により、施設の配置と運営に変更が生じるため ほか

- 6 届出の日 平成30年7月24日
- 7 縦覧場所 富山県商工労働部商業まちづくり課
- 8 縦覧期間 平成30年8月3日から平成30年12月3日まで
- 9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部商業まちづくり課に提出することができる。

- (1)氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
  - (2)(1)の事項の公表の可否
  - (3)当該店舗の名称及び所在地
  - (4)意見及びその理由
-

